



一般社団法人
臨床教育開発推進機構
ODPEC

喜熨斗 智也

一般社団法人 臨床教育開発推進機構

医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会

(一般社団法人 日本救急救命士会)

(国土舘大学大学院救急システム研究科)

救急救命処置の実施

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

救急救命士とは

この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、**「救急救命処置」**を行うことを業とする者をいう。

（救急救命士法第2条2項）

救急救命処置とは

「救急救命処置」とは、その**症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者**（「重度傷病者」という。）が**病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間**（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。）に、当該重度傷病者に対して行われる**気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの**をいう。（救急救命士法第2条）

救急救命処置は診療の補助の一部

救急救命士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、**診療の補助**として救急救命処置を行うことを業とすることができる。（救急救命士法第43条）

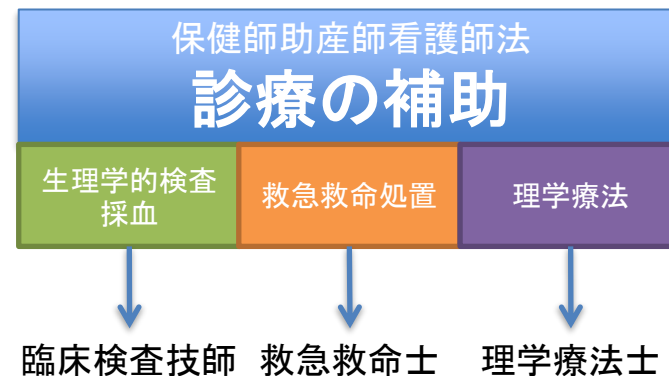
保健師助産師看護師法

第5条 看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第31条 **看護師でない者は、第5条に規定する業をなしてはならない。**（同法32条は准看護師）

※その他、限定的に業務独占を有するメディカルスタッフ職種

臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士



救急救命処置（特定行為等）の制限

救急救命士は、**医師の具体的な指示**を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（以下「**救急用自動車等**」）**以外の場所においてその業務を行ってはならない。**

ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を**救急用自動車等に乗せるまでの間**又は**重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間**において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

（救急救命士法第44条）

重度傷病者

症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者

- 救命救急センターに搬送されるような重症のみに限られず、頭痛や胸痛を訴えて受診した患者や包丁で指を切って受診した方、急性アルコール中毒等で2次救急医療機関に搬送された患者も「症状が著しく悪化するおそれがある」場合は対象となる。
- 救急搬送された方のみに限られず、ウォークインで医療機関を受診した患者でも医師が重度傷病者と評価した場合は対象となる。

重度傷病者には当てはまらない患者の例

- 健康診断や予防接種が目的で来た患者
- 症状はなく退院後のフォローで受診した患者 など

原則、入院後の患者の急変時の対応はできない

入院後の患者は救急救命処置の**実施の対象外**である。

- 入院している患者の急変時に救急救命士が**救急救命処置を前提に業務を行うことは適切**ではない。

入院している患者が急変し心肺停止等に陥ったときに、その第一発見者が救急救命士であったりするなど、患者に**十分な医療を提供する体制が整っていない**場合

- **緊急避難**として、胸骨圧迫やAEDなどの応急手当を実施することになる。

救急救命士が行う救急救命処置とは

- 重度傷病者に行われる。
- 医師の指示のもとに行われる。
- 診療の補助の一部として実施される。
- 重度傷病者が発生してから医療機関に搬送されるまで、または医療機関で入院するまでの間（入院しない場合は、医療機関に滞在している間）に実施してよい。入院後は対象外。
- 実施可能な救急救命処置は厚生労働省令で定められている。

厚生労働省令で定める救急救命処置

法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者のうち、

心肺機能停止状態の患者に対するものにあつては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第一号及び第三号に掲げるものとする。

- 一 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
- 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- 三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

（救急救命士法施行規則第21条）

救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、

厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。（救急救命士法第44条1項）

救急救命士が実施可能な救急救命処置のすべて

医師の包括的な指示(28項目)																								医師の具体的指示 (特定行為)(5項目)							
必要な体位の維持、安静の維持、保温	体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察	ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去	骨折の固定	圧迫止血	呼吸吹込み法による人工呼吸	胸骨圧迫	用手法による気道確保	自動体外式除細動器による除細動	酸素吸入器による酸素投与	バッグマスクによる人工呼吸	経口エアウェイによる気道確保	口腔内の吸引	特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持	自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ	ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定	パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定	経鼻エアウェイによる気道確保	鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去	心電計の使用による心拍動の観察及び心電図(12誘導心電図を含む)伝送	血圧計の使用による血圧の測定	聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取	血糖測定器(自己検査用グルコース測定器)を用いた血糖測定	自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与	産婦人科領域の処置	小児科領域の処置	精神科領域の処置	低血糖傷病者へのブドウ糖溶液の投与	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液	アドレナリンの投与	食道閉鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク又は気管内チューブによる気道確保	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
医療機関内には医師が常に存在するため、医療機関に勤務する救急救命士は救急救命処置は特定行為か否かにかかわらず、医師の直接的な指示のもとに実施する。 (「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」より)																															

医療機関内には医師が常に存在するため、医療機関に勤務する救急救命士は救急救命処置は特定行為か否かにかかわらず、医師の直接的な指示のもとに実施する。
(「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」より)

医師の具体的指示を必要とする救急救命処置の対象の状態

(○が対象となるもの)

項目		心臓機能停止 及び 呼吸機能停止 の状態	心臓機能停止 又は 呼吸機能停止 の状態	心肺機能停止前
(1)	乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保のための輸液	○	○	
(2)	食道閉鎖式エアウェイ、	○	○	
	ラリングアルマスクによる気道確保 気管内チューブによる気道確保	○		
(3)	アドレナリンの投与 (※の場合を除く)	○	心臓機能停止の 場合のみ ○	
(4)	乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保及び輸液			○
(5)	ブドウ糖溶液の投与			○

※自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与

・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を交付されていること

医師の具体的指示を必要とする救急救命処置

医師が具体的指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために

必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。

項 目	処置の具体的内容	医師の具体的指示の例
(1) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①大伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保するために輸液を行う	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(2) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクまたは気管内チューブによる気道確保	・食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクまたは気管内チューブを用い、気道確保を行う	・気道確保の方法の選定、(酸素投与を含む)呼吸管理の方法等
(3) アドレナリンの投与*	・アドレナリンの投与を行う*	・薬剤の投与量、回数等
(4) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保および輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①大伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保し、輸液を行う	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(5) ブドウ糖溶液の投与	・低血糖発作の傷病者に対し、静脈路を確保し、ブドウ糖溶液の投与を行う	・薬剤の投与の適否、薬剤の投与量等

※自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与を除く(救急救命処置の範囲等について)。
(平成4年3月13日、指第17号、厚生省健康政策局指導課長、最終改正平成26年1月31日)

救急救命処置録の作成と管理

- 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく**厚生労働省令で定める事項を救急救命処置録に記載**しなければならない。
(救急救命士法第46条)
- 前項の救急救命処置録であって、**厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士**のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生労働大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その**記載の日から5年間**、これを**保存**しなければならない。
(救急救命士法第46条2項)
 - 厚生労働省令で定める機関（救急救命士法施行規則第26条）
 - 病院・診療所、および消防機関
 - 記録管理者（厚生労働大臣が指定する者）
 - 病院・診療所の管理者、消防機関の長、救急救命士

救急救命処置録に記載する項目

- 第25条法第46条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置録の記載事項は、次のとおりとする。
 1. 救急救命処置を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
 2. 救急救命処置を行った者の氏名
 3. 救急救命処置を行った年月日
 4. 救急救命処置を受けた者の状況
 5. 救急救命処置の内容
 6. 指示を受けた医師の氏名及びその指示内容
- 救急救命処置録の項目を含んでいれば、カルテや救急活動記録票は救急救命処置録にすることができる。